**PFOSおよびPFOAの使用・保管実態に係る調査票**

別添

アンケート調査に御協力ください。

貴事業場名称　〔〕

貴事業場所在地〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

問１　**PFOS**の使用履歴について（現在までの使用状況について回答ください。）

□有（有の場合は以下の①～④についても御回答ください。）

□無 、 □不明（おそらく使用無） 、 □不明（おそらく使用有）

①使用期間　〔　　　　年　　月　～　　　　　年　　日　　〕

②使用用途　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

③使用場所　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

④使 用 量 〔　　　　　　　　　　　 kg ・ L　／ 年　 〕

問２　**PFOA**の使用履歴について（現在までの使用状況について回答ください。）

□有（有の場合は以下の①～④についても御回答ください。）

□無 、 □不明（おそらく使用無） 、 □不明（おそらく使用有）

①使用期間　〔　　　　年　　月　～　　　　　年　　日　　〕

②使用用途　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

③使用場所　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

④使 用 量 〔　　　　　　　　　　　 kg ・ L　／ 年　 〕

問３　泡消火薬剤の保管状況について（現在の状況について回答ください。）

　　（１）泡消火薬剤の保管

□有（有の場合は以下についても御回答ください。）

□無

　　（２）（１）が「有」の場合

①型　　番　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　〕

②PFOS又はPFOAの含有　〔　□有（　　　％）　、　□無　 〕

③保　管 量 〔　　　　　　　　　　　 　　　　　　　L 〕

　　　　※PFOS等を含有する場合、環境排出抑制のため、可能な限り早期に代替品への切り替えをお願いします。

以上でアンケート調査は終了です。御協力誠にありがとうございました。

**（参考）PFOSおよびPFOAについて**

　有機フッ素化合物の一つであるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。撥水性と撥油性を併せ持つ特異な化学的性質としても様々な表面処理の用途に使われてきました。

**PFOSの主な用途**：泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等（現在、PFOSは製造・製品への使用禁止）

**PFOAの主な用途**：泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等（現在、PFOAは製造メーカーの自主規制により製造中止）

**水環境中への排出源となり得る主な施設**：PFOS及びPFOAが含まれる泡消火薬剤を保有する施設、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等

**水質汚濁防止法に基づく事故時の措置**

水質汚濁事故に起因して引き起こされる人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために、事故の発生源からの引き続く汚染物質の流出を防止することが重要です。そこで、水質汚濁防止法第 14 条の２第２項の規定により、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（以下「指定施設」という。）を有する事業場（以下「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故（人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む。）が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出なければなりません。

令和５年２月に「PFOS及びその塩」ならびに「PFOA及びその塩」が指定物質に追加されており、上記措置の対象となっています。

**PFOSおよびPFOA含有消火剤の使用に伴う排出時における情報提供**

事故時のみならず、消火活動により、PFOSおよびPFOA（以下、「PFOS等」という。）含有消火剤の使用に伴って公共用水域等へ泡消火薬剤が排出・浸透した場合は、水質汚濁防止法における事故の概念に馴染まないため、上記の同法に基づく措置の対象外と考えられます。他方で、関係地方公共団体において指定物質の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、PFOS等の流出の状況等の情報が共有されることが重要です。

つきましては、PFOS等含有消火剤の使用に伴う PFOS等の排出時における情報提供について協力をお願いします。

**PFOSおよびPFOAを含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について**

　PFOS等含有消火器等の取扱いにあたっては、化学物質の審査及び規制に関する法律（化審法）に基づき、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があるので、点検や訓練の際には注意が必要です。

　PFOS等含有消火器等の廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）およびPFOS等含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（技術的留意事項）に基づき、適正に処理することが必要です。

　PFOS等による環境汚染を未然に防止するため、点検等の機会をとらえて、可能な限り、PFOS等を含有していない消火器等への代替をお願い致します。